

# 山梨県公報

第五百二十七号

令和六年

十二月十九日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更……………四六九

○道路の供用開始……………四六九

### 公告

○大規模小売店舗の名称等の変更の届出(三件)……………四六九

○開発行為に関する工事の完了について(二件)……………四七一

## 告示

### 山梨県告示第二百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年一月九日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 西下条音羽自転車道線
- 道路の区域

| 区間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--|------|-------------|----------|
| 甲府市飯田五丁目荒川左岸堤防地先から<br>甲府市飯田二丁目荒川左岸堤防地先まで | 旧    | 二・八         | 二七九・九    |
|  | 新    | 三・五         | 二七九・九    |

### 山梨県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年一月九日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| 道路の種類 | 路線名        | 区間   | 延長(メートル) | 供用開始の期日    |
|-------|------------|--|----------|------------|
| 県道    | 西下条音羽自転車道線 | 甲府市飯田五丁目<br>荒川左岸堤防地先から<br>甲府市飯田二丁目<br>荒川左岸堤防地先まで | 三〇八・四    | 令和六年十二月十九日 |

## 公告

●大規模小売店舗の名称等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年十二月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社 代表取締役社長 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
- 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー塩山店 山梨県甲州市塩山下塩後字向原九百十八番地外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|     |  |     |   |
|-----|--|-----|---|
| 変更前 | 株式会社ケーヨー<br>代表取締役 實川浩司<br>千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号 | 変更後 | DCM株式会社<br>代表取締役社長 石黒靖規<br>東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 |
|-----|--|-----|---|

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|     |  |     |   |
|-----|--|-----|---|
| 変更前 | 株式会社ケーヨー<br>代表取締役 實川浩司<br>千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号 | 変更後 | DCM株式会社<br>代表取締役社長 石黒靖規<br>東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 |
|-----|--|-----|---|

(三) 店舗名称

|     |             |     |        |
|-----|-------------|-----|--------|
| 変更前 | ケーヨーデイツー塩山店 | 変更後 | DCM塩山店 |
|-----|-------------|-----|--------|

3 変更の年月日 令和六年九月一日

三 届出年月日 令和六年十二月五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和七年四月二十一日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和六年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社  
社 代表取締役社長 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号  
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー櫛形店 山梨県南アルプス市桃園字八反畑千四百二十九番地一外  
2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|     |  |     |   |
|-----|--|-----|---|
| 変更前 | 株式会社ケーヨー<br>代表取締役 實川浩司<br>千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号 | 変更後 | DCM株式会社<br>代表取締役社長 石黒靖規<br>東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 |
|-----|--|-----|---|

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|     |  |     |   |
|-----|--|-----|---|
| 変更前 | 株式会社ケーヨー<br>代表取締役 實川浩司<br>千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号 外一者 | 変更後 | DCM株式会社<br>代表取締役社長 石黒靖規<br>東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者 |
|-----|--|-----|---|

(三) 店舗名称

|             |        |
|-------------|--------|
| 変更前         | 変更後    |
| ケーヨーデイツー櫛形店 | DCM櫛形店 |

- 3 変更の年月日 令和六年九月一日  
届出年月日 令和六年十二月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年四月二十一日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和六年十二月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社 代表取締役社長 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
  - 二 届出の概要
    - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー甲府向町店 山梨県甲府市向町字乙麦百八十三番地一外
    - 2 変更した事項
  - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|  |   |
|--|---|
| 変更前  | 変更後   |
| 株式会社ケーヨー<br>代表取締役 實川浩司<br>千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二<br>十八番一号 | DCM株式会社<br>代表取締役社長 石黒靖規<br>東京都品川区南大井六丁目二十二番七<br>号 |

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名

|  |   |
|--|---|
| 変更前  | 変更後   |
| 株式会社ケーヨー<br>代表取締役 實川浩司<br>千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二<br>十八番一号 | DCM株式会社<br>代表取締役社長 石黒靖規<br>東京都品川区南大井六丁目二十二番七<br>号 |

(三) 店舗名称

|               |          |
|---------------|----------|
| 変更前           | 変更後      |
| ケーヨーデイツー甲府向町店 | DCM甲府向町店 |

- 3 変更の年月日 令和六年九月一日  
届出年月日 令和六年十二月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年四月二十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為  
に関する工事は、完了した。  
令和六年十二月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市穂坂町宮久保字三百水七百四番、七百五番、七百六番、七百七番、七百八番、七百九番、七百十番、七百十一番、七百十二番、七百十六番、七百十六番地先、七百十七番の一部、七百十八番の一部、七百十九番の一部、七百二十番、七百二十一番、七百二十二番、七百二十三番、七百二十五番三、七百二十九番二、七百三十番一、七百三十一番一、七百三十四番一、七百三十四番三、七百三十五番一、七百三十八番一、七百三十八番二、七百三十八番四、七百四十三番、七百四十四番、七百四十五番一、七百四十五番二、七百四十五番三、七百四十五番七、七百五十二番二、七百五十二番三、七百五十二番四、七百六十番一、七百六十番二、七百六十番三、七百六十番四、七百六十番

五、七百六十一番一、七百六十二番一、七百六十三番一、七百六十三番三、七百六十八番五及び水並びに字南原六百九十二番一、六百九十二番二地先、六百九十三番一、六百九十三番三、六百九十三番四及び水

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 韮崎市穂坂町宮久保字三百水七百三十四番 日邦プレシジョン 株式会社 代表取締役 古屋 俊彦

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町高田字大正五百三十五番一、五百三十五番二、五百三十五番三、五百三十五番四、五百三十七番一、五百三十八番一、五百三十八番二、五百四十番一、五百四十一番一、五百四十一番二、五百四十一番三、五百四十二番一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南アルプス市吉田三百三十四番地五 株式会社ラヴィアンローズ 代表取締役 高野 摩美